

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、浦臼町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- (1) 訓練実施日時 令和5年2月15日（水） 午前11時00分ころ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 +「これは、Jアラートのテストです。」×3 +下りチャイム音



（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

お問い合わせ 総務課交通防災係
 電話：68-2111

自衛官募集

募集種目	資格	受付期間	試験日
幹部候補生	一般 （海上・航空自衛隊は飛行要員を含む） 令和6年4月1日現在 20歳以上28歳未満の者 一部応募資格条件あり	第1回 令和5年3月1日（水） ～4月14日（金）まで 第2回 令和5年3月1日（水） ～6月15日（木）まで	1次試験 ○一般、歯科、薬剤科 第1回：令和5年4月22日（土） 第2回：令和5年6月24日（土） ○海上・航空自衛隊飛行要員 令和5年4月22日（土）～23日（日）の2日間
	歯科 令和6年4月1日現在 20歳以上30歳未満の者 入校日までに歯科医師国家試験に合格している者		2次試験 第1回：令和5年5月26日（金） ～6月1日（木）のうち指定する日 第2回：令和5年8月1日（火）～ 8月7日（月）のうち指定する日
	薬剤科 令和6年4月1日現在 20歳以上28歳未満の者 入校日までに薬剤師国家試験に合格している者		3次試験（海・空飛行要員のみ） 細部は下記へお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、受付期間および試験日が変更・延期される場合があります。

お問い合わせ 自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所 電話：22-2140
 ホームページ：<https://www.mod.go.jp/pco/sapporo>

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには役場住民課住民係への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】	212万円
		【課税所得380万円以上】	141万円
		【課税所得145万円以上】	67万円
2割	一定以上所得者		56万円
一般			
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 電話：011-290-5601

住民課住民係 電話：68-2112

オンラインで転出届を提出できるようになります

令和5年2月6日から、マイナポータルからオンラインでの転出届の提出が可能になります。このサービスを利用する方は、転出にあたり役場窓口への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

※健康保険や介護保険、医療受給者証や児童手当等の手続きで、別途来庁が必要な場合があります。



お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

有料広告

あなたの
悩みに

面談
電話 **完全無料**

相談予約
ダイヤル **0125-22-8373**

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

お気軽に
電話で相談 **011-281-8686** 1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳の閲覧状況について、下記のとおりお知らせいたします。

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規程に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています。

対象期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

国または地方公共団体の機関からの請求による閲覧（住民基本台帳法第11条）および個人または法人の申出による閲覧（住民基本台帳法第11条の2）について今回該当はありませんでした。

住民課住民係 電話：68-2112

合併処理浄化槽設置費用の補助

浦臼町では、公共下水道処理区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする方に設置費用の一部を町予算の範囲内で補助金として交付する事業を行っています。下記の要件をすべて満たしている場合に対象となります。すでに単独処理浄化槽を設置していて、合併処理浄化槽に切り替える場合も該当となります。

要件

- ・自らが居住、または居住しようとする住宅に設置するもの
- ・対象処理人員が10人以下の規模の設置であること
- ・町税等を滞納していないこと
- ・住宅を賃借している場合は、所有者の承諾が得られていること

補助金額

- ・浄化槽本体設置工事に対して、次の金額を限度に補助を行います。
- ・5人槽設置の場合 585,000円
- ・7人槽設置の場合 705,000円
- ・10人槽設置の場合 945,000円

設置を希望される方は、**令和5年4月7日（金）**までに住民課生活係にお申し込みください。また、申込期日以降に設置が決まった場合につきましても随時ご連絡願います。

お申し込み・お問い合わせ 住民課生活係 電話：68-2112

有料広告

ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%
(固定金利・保証料含む) (平成27年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。
※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。
※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする
 北門信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011